

## 富士市公共下水道総合地震対策計画策定業務委託 公募型プロポーザル方式実施要領

### (目 的)

第1条 この要領は、富士市公共下水道総合地震対策計画策定業務の優先交渉権者の特定について、公募型プロポーザル方式を実施するのに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (審査委員会)

第2条 公募型プロポーザル方式を実施するに当たり、次の各号に掲げる事項の審議を行うため、別に定めるところによる審査委員会を設けるものとする。

- (1) 応募資格要件の設定
- (2) 企画提案書の提出を依頼する者の選定
- (3) 企画提案書の提案項目の設定
- (4) 企画提案書の評価基準の設定
- (5) 優先交渉権者の特定
- (6) その他、審査委員会が必要と認めた事項

### (プロポーザルの実施内容等)

第3条 当該業務におけるプロポーザルの実施内容等については、業務説明書に記載するものとする。

### (応募資格審査結果の通知)

第4条 審査委員会は、参加表明書を提出した者の審査を行い、企画提案書の提出者を選定するものとする。

- 2 発注者は、企画提案書の提出者として選定した旨の通知（以下「選定通知」という。）を令和7年6月9日（月）午後5時までに電子メールで行うものとする。
- 3 発注者は、企画提案書の提出者として選定されなかった者に対して、選定されなかった旨の通知（以下「非選定通知」という。）を令和7年6月9日（月）午後5時までに電子メールで行うものとする。

### (非選定理由の説明)

第5条 非選定通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5営業日以内に、書面（任意書式、ただし規格はA4版とする。）を持参により、富士市長に対して非選定理由について説明を求める事ができる。

なお、非選定理由の説明は、実施部局としての説明責任を果たす目的で行われるものであり、別途行われる選定手続きや特定手続き、契約手続きの執行を妨げるものではない。

- 2 上記非選定理由についての説明要求に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

非選定理由の説明を求める場合の受付場所、受付時間は以下のとおりである。

- (1) 受付場所：第10条（2）の提出場所と同じ。
- (2) 受付時間：午前9時から午後5時まで。
- 3 発注者は、第2項の回答内容を審査委員会に報告するものとする。

(企画提案書が無効であることの通知)

第6条 発注者は、提出された企画提案書の審査を行い、応募の無効事由に該当した提出者に対し、当該企画提案書が無効である旨の通知（以下「無効通知」という。）を電子メールで行うものとする。

(無効理由の説明)

第7条 無効通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5営業日以内に、書面（様式自由、ただし規格はA4版とする。）を持参により、富士市長に対して無効理由について説明を求める事ができる。

なお、無効理由の説明は、実施部局としての説明責任を果たす目的で行われるものであり、別途行われる選定手続きや特定手続き、契約手続きの執行を妨げるものではない。

2 上記無効理由についての説明要求に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

無効理由の説明を求める場合の受付場所、受付時間は以下のとおりである。

(1) 受付場所：第10条(2)の提出場所と同じ。

(2) 受付時間：午前9時から午後5時まで。

3 発注者は、第2項の回答内容を審査委員会に報告するものとする。

(企画提案書の特定及び結果の通知)

第8条 審査委員会は、提出された企画提案書について、評価基準に基づき、対象業務に係る技術的に最適なものを特定するものとする。

2 発注者は、特定した企画提案書の提出者に対して、企画提案書を特定した旨の通知（以下「特定通知」という。）を令和7年7月7日（月）（予定）に電子メール及び富士市ウェブサイトの掲載にて行うものとする。

3 発注者は、企画提案書を特定しなかった者に対して、企画提案書を特定しなかった旨の通知（以下「非特定通知」という。）を令和7年7月7日（月）（予定）に電子メールで行うものとする。

(非特定理由の説明)

第9条 上記非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5営業日以内に、書面（様式自由、ただし規格はA4版とする。）を持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）により、富士市長に対して非特定理由について説明を求める事ができる。

2 上記非特定理由についての説明要求に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

非特定理由の説明を求める場合の受付場所、受付時間は以下のとおりである。

(1) 受付場所：第10条(2)の提出場所と同じ。

(2) 受付時間：午前9時から午後5時まで。

3 発注者は、第2項の回答内容を審査委員会に報告するものとする。

(企画提案書及び参考見積の提出期限、場所、方法及びその他)

第10条 企画提案書及び参考見積の提出期限、場所、方法及びその他

(1) 期限 令和7年6月30日 午後5時まで。

期限までに到達しなかった場合は、いかなる理由をもっても特定しない。

- (2) 場所 富士市上下水道部下水道建設課計画担当  
住所 〒416-8686  
静岡県富士市本市場 441-1 (静岡県富士総合庁舎 6 階)  
T E L 0545-67-2840  
F A X 0545-67-2895  
電子メール gesuiken@div.city.fuji.shizuoka.jp
- (3) 方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は 10 部(正本 1 部、副本 9 部)とし、  
電子メールの場合は各 1 部(正本 1 部、副本 1 部)とする。なお、副本の企画提案  
者名等は黒塗りし特定されないように匿名化すること。(電送又は電子メールの  
場合には着信を確認すること。)  
なお、電子メールで提出する場合は以下によること。  
これ以外の提出は無効とする。
- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。  
「Microsoft Word 2016」「Microsoft Excel 2016」  
「Adobe Acrobat Reader 2023」以前の形式に限る。
  - ・ファイルの総量は極力 1 メガバイト以内とすること。
  - ・電子メールに直接添付すること。(企業オンラインストレージ不可)
  - ・印刷時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。
- なお、送信された企画提案書の印刷は白黒で行う。
- (4) その他 企画提案書の提出を以って、別紙に記載されている暴力団排除に関する誓約事項  
について誓約を行ったものとみなす。(別紙・様式 16)

(その他)

第 11 条 この要領に定めるものを除き、公募型プロポーザル方式の実施に関し必要な事項  
は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 14 日から施行する。